

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 監督課長
	有・無期限
平成19年5月11日 から 平成29年5月10日 まで	

基監発第 0511001 号  
平成 19 年 5 月 11 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長  
(公 印 省 略)

最低賃金の履行確保に係る一斉監督の実施に当たって留意すべき事項について

標記については、平成19年5月11日付け基発第0511001号「最低賃金の周知徹底について」により指示されたところであるが、この実施に当たっては下記事項に留意の上、適切に対応されたい。

記

- 1 本監督の実施に当たっては、必要に応じ、年間監督指導計画を変更することにより、必要な業務量を確保すること。

- 2 各局における本監督の実施件数は、別紙1のとおりであること。

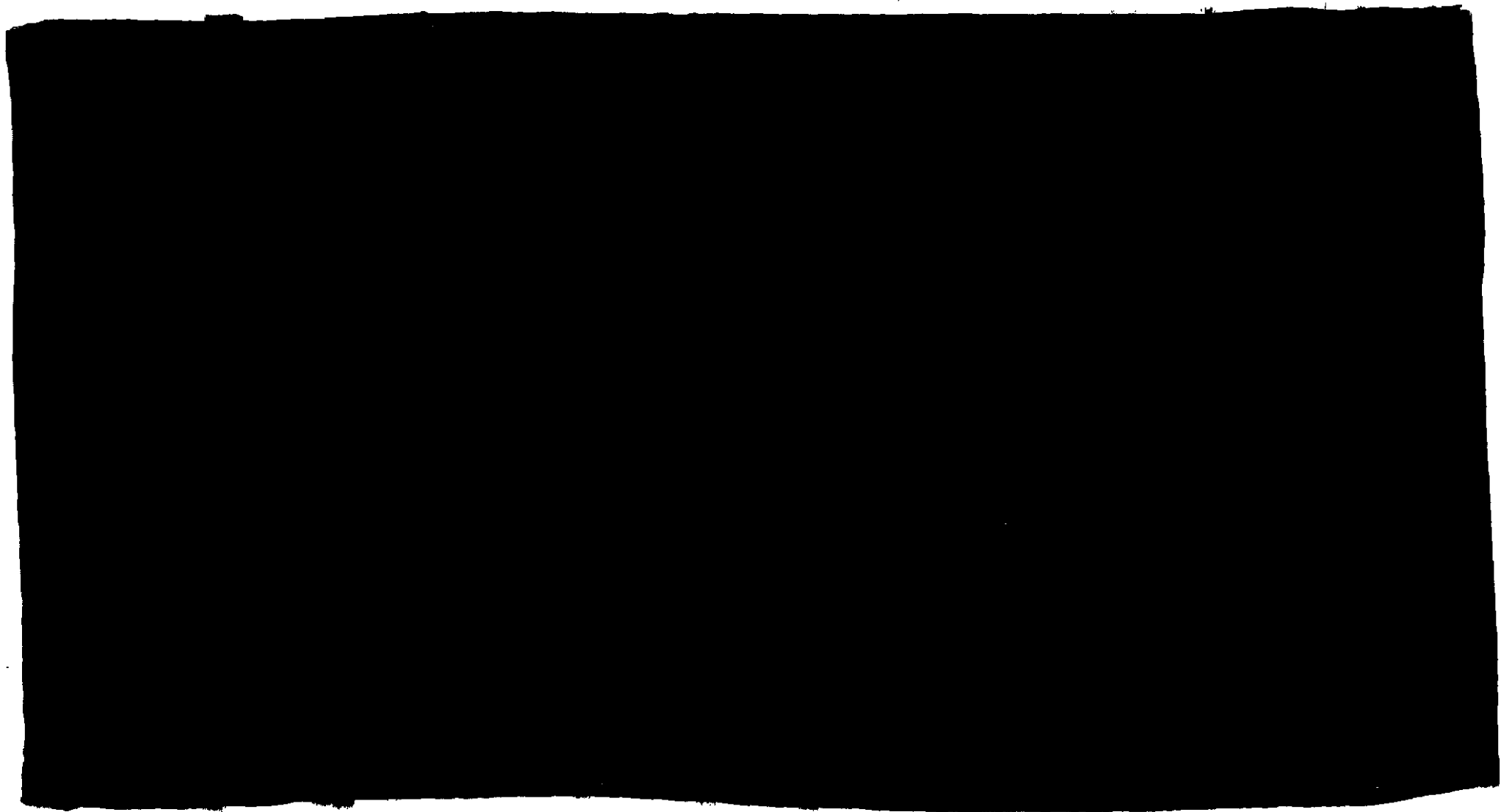
- 3 監督対象の選定に当たっては、最低賃金に関する基礎調査結果、これまでの監督指導結果等を十分に分析・検討した上で、その履行確保上問題のある地域、業種及び事業場を的確に選定すること。

- 4 本監督結果については、平成19年7月5日（木）までに監督を実施した全件数を労働基準行政情報システム（以下「基準情報システム」という。）に入力すること。

また、基準情報システムに入力する際には、監督復命書画面の「監督結果情報1」のタブ画面の「特別監督対象2」から「最低賃金」を選択し、入力すること。

- 5 各労働基準監督署においては、最低賃金法第5条に係る違反の有無にかかわらず、本監督を実施した全事業場について、別紙2の最低賃金監督付表を作成の上、局賃金課室に報告すること。

- 6 各局賃金課室においては、各労働基準監督署から平成19年6月29日（金）までに報告を受けた別紙2については、平成19年7月5日（木）までに、それ以降に報告を受けた別紙2については、平成19年7月10日（火）までに本省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課あて送付すること。



## 最低賃金監督付表

①事業場名		②監督署	署
③業種		④監督年月日又は復命書整理番号	
⑤適用される最低賃金	地域別最賃 ・ 新産業別最賃 ・ 従来 of 産業別最賃		⑥労働者数 男 女 計 人
⑦地域別	地域別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	地域別最低賃金未満者の主な従事業務	地域別最低賃金未満者の賃金の最低額	
	男： 女：	男： 時間額 女： 時間額	円 円
⑧新産業別	新産業別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	新産業別最低賃金未満者の主な従事業務	新産業別最低賃金未満者の賃金の最低額	
	男： 女：	男： 日額・時間額 女： 日額・時間額	円 円
⑨従来の産業別	従来の産業別最低賃金未満の労働者数 人 (うち女 人) 〔上記のうち障害者 人、パート(アルバイト) 人、外国人 人〕		
	従来の産業別最低賃金未満者の主な従事業務	従来の産業別最低賃金未満者の賃金の最低額	
	男： 女：	男： 日額・時間額 女： 日額・時間額	円 円
⑩最賃に対する認識	1. 適用される最低賃金額を知っている。 2. 金額は知らないが最低賃金が適用されることを知っている。 3. 最低賃金が適用されることを知らなかった。		
⑪最低賃金履行確保上の参考事項			
○ 最低賃金を支払っていない理由			
○ その他参考事項			

- (注) 1 本付表は、監督を実施したすべての事業場について作成すること。なお、最賃5条に係る違反がない場合は、⑦～⑨及び⑪への記入は不要であること。
- 2 ③欄には、労働基準局報告例規基準業種分類の中分類までを記入すること。ただし、1-17(その他の製造業)、4(運輸交通業)、15(清掃・と畜業)については、小分類まで記入すること。
- 3 ⑤欄には、監督実施事業場に適用される最低賃金を□印で囲むこと。なお、適用される最低賃金が複数ある場合には、そのうち最も高い額の最低賃金を□印で囲むこと。
- 4 ⑥欄には、適用される最低賃金に関わりなく、当該事業場の全労働者数を記入すること。
- 5 ⑦～⑨欄には、適用される最低賃金のすべてについて、法違反があれば記入すること。
- 6 ⑪欄には、最低賃金を支払っていない理由のほか、法違反に係る労働者についての最低賃金の適用除外許可の可能性等参考となる事項を記入すること。